

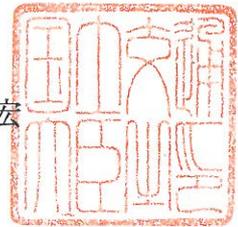
国海総第159号の1  
平成23年6月13日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

大 畠 章 宏



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について  
諮問する。

記

諮問第133号

救命艇手規則の一部改正について

諮問理由

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）の一部改正を別紙に従って行うことについて、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

救命艇手規則(昭和三十七年運輸省令第四十七号)の一部改正について

第一 救命艇手規則第一条各号に掲げる船舶で、国際航海に従事する船舶であつて沿海区域を航行区域とするものうち、船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)に基づき救命艇の搭載が免除され、膨脹式救命いかだのみの搭載に緩和されている船舶に搭載される膨脹式救命いかだについて割り当てるべき救命艇手の員数に、限定救命艇手の員数を含めることができることとする。(第二条第二項関係)

併せて、救命艇手適任証書及び限定救命艇手適任証書の様式を改正する。(第九条関係)